



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

新しい働き方への対応で注意したいこと

厚生労働省の「これからの労働時間制度に関する検討会」（2022年3月29日）における、久保智英氏の資料「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」で、次のような点が示されています。

◆職場に合わせた制度の検討

新しい働き方が求められる世の中になり、勤務間インターバル制度や勤務時間についての裁量がある働き方などの取組みが求められる一方、極端に不規則な働き方や、職場の風土に合わないのに「11時間のインターバルをとる」などと一律に適用してしまう等の運用の仕方では、疲労回復の効果が大幅に妨げられてしまうという研究結果が示されました。

例えば長距離運転のドライバーなど、負荷の高い働き方のあとには、より長めにインターバルを取れるようにして、職場の安全衛生委員会等でインターバル時間や運用方法を、自社の状況に合うように検討するなど、職場に合わせた制度設計が必要だとしています。

◆テレワークやワーケーションでも

コロナ禍により、テレワークやワーケーションが注目されていますが、ITの発展した時代には、物理的にも心理的にも仕事から解放される環境が必要だとしています。

最近注目の制度でも、オフのときは完全に仕事から離れた人にとっては望ましくない場合があります。こうしたことは、「つながらない権利」として広がりつつあり、海外では法制化されている国もあります。

◆ただ規定するだけでは不十分

近年、例えば、育児・介護休業に関する制度や高齢者の働き方に関する制度でも、ただ制度として一律に規定しただけでは効果が不十分な取組みが多くあります。組織や個人の特性を踏まえた制度設計が必要になってきています。

【厚生労働省 これからの労働時間制度に関する検討会第11回資料「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24869.html

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱いの変更

◆コロナ対策の政府方針を変更

厚生労働省は、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（3月16日事務連絡（3月22日一部改正））を発出し、また、首相官邸は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を3月17日に改訂しました。それに伴い、事業所等で感染者が発生した場合の濃厚接触者の取扱いが変更になりました。

◆職場での濃厚接触者の特定が不要に

厚労省の事務連絡では、「オミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい」としています。

そのため、同一世帯内以外の事業所等（高齢者や基礎疾患を有する人等、重症化リスクの高い者が多く入所・入院する高齢者・障害者施設や医療機関、保育所（地域型保育事業所および認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校および放課後児童クラブを除く）で感染者が発生した場合に、保健所等による積極的疫学調査や濃厚接触者の特定・行動制限は求めないことになりました。

◆待機期間短縮へ

同一世帯内で感染者が発生した場合は、同居する家族は濃厚接触者となり保健所等の指導による行動制限を行う必要があります。濃厚接触者の待機期間は、同居者が発症した日を0日として原則7日間（8日目に解除）ですが、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除が可能となりました（この場合の待機解除の判断について、保健所による個別の確認は不要）。

【厚生労働省「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

【首相官邸「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）」】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが始まりました

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとは

全国の学生等を対象に、特に新入学生がアルバイトを始める4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした厚生労働省発のキャンペーンです。平成27年度から実施しており、今年で8年目になります。

◆労働条件の確認項目

- ① 労働条件の明示
- ② シフト制労働者の適切な雇用管理
- ③ 労働時間の適正な把握
- ④ 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

◆実施項目

(1) 厚労省の実施事項

大学等にリーフレットやポスターを送付し、新入学時のガイダンス等での配布やホームページへの掲載依頼、事業主団体への周知、各都道府県および政令市への協力依頼、弁護士や社労士等の関係士業団体等への周知・協力依頼を実施します。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

大学等での出張相談を行ったり、各都道府県労働局および各労基署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置したり、また事業主等に対するリーフレットの配付等を行います。

◆事業主における注意・確認ポイント

- ① 書面による（メール等でプリントアウトができれば可）労働条件は用意しているか
- ② 勤務シフトの設定は適切か
- ③ 労働時間は適切か
- ④ 商品の強制購入はさせていないか（代金を賃金から控除することも禁止）
- ⑤ 遅刻や欠勤に伴う損害賠償や労基法に違反する減給はしていないか

このキャンペーンに伴い、事業主は改めてこれらの点を確認しておく必要があります。

【厚生労働省「「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html

不正プログラム「エモテット」にご注意！

◆「エモテット (Emotet)」の脅威

2022年に入り「Emotet (エモテット)」によるサイバー犯罪被害が激増しています。

エモテットとは、主にメールを介して感染を広げるマルウェア (不正プログラム) で、取引先に対してマルウェアに感染した「なりすましメール」を勝手に送りつけるほか、PC内の機密データを知らぬ間に操作・窃取されたり、ランサムウェア (社内データ等を人質に金銭を脅し取ることを目的とした不正プログラム) がダウンロードされ、社内ネットワーク内のPCに感染を拡げたりするなどの被害をもたらします。実際のメールの件名を利用するなど、なりすましの手口も巧妙化しています。

◆対応策

政府はこうした事態を受け、次のような対策を講じるよう企業に注意喚起しています。

1. リスク低減のための措置
 - パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化する。
 - IoT機器を含む情報資産の保有状況を把握する。特にVPN装置やゲートウェイ等、インターネットとの接続を制御する装置の脆弱性は、攻撃に悪用されることが多いことから、セキュリティパッチ (最新のファームウェアや更新プログラム等) を迅速に適用する。
 - メールの添付ファイルを不用意に開かない、URLを不用意にクリックしない、連絡・相談を迅速に行うこと等について、組織内に周知する。
2. インシデントの早期検知
 - サーバ等における各種ログを確認する。
 - 通信の監視・分析やアクセスコントロールを再点検する。
3. インシデント発生時の適切な対処・回復
 - データ消失等に備えて、データのバックアップの実施および復旧手順を確認する。
 - インシデント発生時に備えて、インシデントを認知した際の対処手順を確認し、対外応答や社内連絡体制等を準備する。

被害を受けた場合、その影響は自社にとどまらず、サプライチェーン全体の事業活動に及ぶ可能性があります。積極的な対策を講じていきましょう。

【経済産業省「サイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を行います」】

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220324008/20220324008.html>

【警視庁「サイバーセキュリティ ad 資料」】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/CS_ad.html

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

「自転車月間」というのをご存じですか。以前とは違う生活環境に伴い、自転車での出勤や運動不足解消、近所への外出等で利用する方が近年とても多くなっているそうです。

自転車の利用者が増えたことにより、業務中・通勤途中での事故等も相次いでいます。

社内で使用の実態や事故発生時の状況により会社責任が問われることもあります。

また、自転車保険は現在22都道府県で加入義務となっているため、自転車の使用許可基準の見直しをしていた
たくのも良いかもしれません。

記 伊藤